

お知らせ

「紹介状なし」で受診する場合 初診時選定療養費のご負担がございます

初診に関する選定療養費制度は、健康保険法の改正により、「地域の医院・診療所」と「**200床以上の病院**」との機能分担を推進するため「初期の診療は医院・診療所で、高度・専門医療は病院で行う」ことを目的に制定されました。【**当院は350床です**】

これにより他の医療機関からの紹介状を持たずに直接来院された患者さまには、**診療費とは別に**初診時特別料金をご負担がございます。

初診時選定療養費：2,200円(税込)

【ご注意ください】 次のものは紹介状には該当しません。

- ・小張総合病院の医師あてではないもの
- ・健診機関からの健診結果や精密検査依頼書
- ・整骨院、鍼灸院、海外の医療機関からのもの など

＜初診時選定療養費の対象になる方＞

- ・当院に初めて来院された方
- ・今回の受診が、今までの診療と同一の病名、同一の症状であっても診療を中止（治癒も含む）して一定期間経過した方
- ・今回申し込みをしていただいた方で、以前に別の診療科を受診したことはあるが、現在は通院していない方

＜初診時選定療養費の対象にならない方＞

- ・救急車で来院され、緊急な診療を必要とされる方
- ・選定の疾病などにより各種公費負担制度の受給対象となられている方
- ・生活保護法による医療扶助の対象となられている方
- ・今回受診する診療科は初めてであるが、当院の別の診療科に通院中の方

病気かな？と思ったら、まずは地域の診療所やクリニックにて「**かかりつけ医**」を持ち、必要な場合は「**紹介状**」を持参して当院を受診してください。

